

寄附金受領証明書

住所 東京都中央区日本橋1-19-1
日本橋ダイヤビルディング14F

氏名 auじぶん銀行株式会社 様

¥ 757,837-

上記の金額を受領いたしました。

令和2年3月30日

認定通知書の番号 30生都管第1091号

認定年月日 平成30年12月14日

東京都世田谷区松原1-45-10 KTスクエア4B

特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク

理事長 吉田 恒雄



(注) 上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る（児童虐待防止啓発）事業に関連する寄附金として受領した金額であり、租税特別措置法第41条の18の2第1項及び同法第66条の11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。